

山梨県公報

号外第二十四号

令和七年

六月二十七日

金 曜 日

目 次

規 則

- 山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………一
○山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第三十八号

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（平成十三年山梨県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項から第六項までの規定中「平成十六年七月一日から令和七年六月三十日」を「令和十年九月三十日」に改める。

附則別表一中「一二」を「一〇」に、「三の項」を「二の項」に、「四の項及び五の項」を「三の項及び四の項」に改める。

附則別表二ほう素及びその化合物の項中

ほうろう鉄器製造業

四〇

を

ほ

うろう鉄器製造業

三〇

に改め、同表アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化

合物及び硝酸化合物の項を次のように改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山梨県規則第三十九号

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

山梨県建築基準法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項第一号中「次項第一号」を「第三項第一号」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）第二の規定により知事が付加する法第十二条第一項に規定する調査の項目、方法及び結果の判定基準は、防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十八年国土交通省告示第七百二十三号）別表第一(一)から(五)までに掲げる防火扉（各階の

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	四〇〇
モリブデン化合物製造業		一、三〇〇	
バナジウム化合物製造業		一、三五〇	
貴金属製造・再生業		二、八〇〇	

主要な常時閉鎖した状態にある防火扉に限る。）に係る検査項目、検査事項、検査方法及び判定基準とする。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。